

浜松市火災予防条例の一部改正に伴うパブリック・コメント 制度意見募集の実施について

令和7年2月に発生した大船渡市の林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、浜松市火災予防条例の一部を改正することから、平成15年4月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、浜松市火災予防条例の一部改正（案）についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

浜松市火災予防条例の一部改正（案）

※詳細は別紙のとおり

2 案の公表および意見募集期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月27日（金）まで

3 案の公表先

案については、消防局予防課（4階）、消防署、区役所区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館2階）、市民協働センター（中央区中央一丁目）、中央図書館（行政資料コーナー）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布。

また、浜松市公式ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載。

4 意見の提出方法

意見（住所、氏名または団体名、電話番号、Eメールアドレスを記載）を直接持参または郵便、ファクス、Eメールで予防課へ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出。

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

（公表先は案の公表先と同じ）

6 その他

広報はままつ（1月号）に情報を掲載。